

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(平成28年法律第19号)										
規制の名称	(1)国土交通大臣による踏切道の指定にあつての改良の方法の定め廃止等(踏切道改良促進法第3条第1項等関係) (2)違法放置等物件に対する措置の強化(道路法第44条の2第1項(現行法第44条の3第1項)関係) (3)道路協力団体制度の創設(道路法第48条の20から第48条の24まで(現行法第48条の46から第48条の50まで)関係)										
規制の区分	拡充・緩和										
担当部局	道路局路政課										
評価実施時期	令和4年1月14日										
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価(平成28年2月)時において、下記(1)～(3)の課題が存在しており、それぞれに対応する規制の拡充または緩和を行ったところであるが、事前評価後、これらの課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は発現しておらず、これらの措置は引き続き必要である。</p> <p>(1)国土交通大臣による踏切道の指定にあつての改良の方法の定め廃止等について 開かずの踏切、自動車ボトルネック踏切等、課題のある「緊急対策踏切」は、立体交差化等の抜本対策や、当面对策としてのカラー舗装、迂回路の設定等、幅広く対策促進を図ってきたが、依然として開かずの踏切が全国に多数あるなど課題があった。そのため、鉄道事業者、道路管理者等の協議により、現場の創意工夫を活かし、幅広い対策を促進するため、改良すべき踏切道を国土交通大臣が指定する際、改良の方法を定めずに指定するよう、規制の緩和を行った。</p> <p>(2)違法放置等物件に対する措置の強化について 道路に、みだりに物件の放置又は設置をすることは禁止されている。道路管理者は、道路を常時良好な状況に保ち、一般交通に支障を及ぼさないよう努める責務を負っており、道路上の放置又は設置物件について、迅速かつ適切に対応することが課題であったことから、道路に放置されている物件に限らず、道路に設置された物件についても、道路管理者が自ら除去できる対象に加えるなどの規制の拡充を行った。</p> <p>(3)道路協力団体制度の創設について 道路の整備が進み、ストック量の増大とともに老朽化が顕在化しているところ、他方では、地域の特性に応じたきめ細やかな道路管理に対するニーズは増加している状況を踏まえ、道路管理をより適切かつ効率的に行うため、このような道路の維持等を適切に実施できる民間団体等を法律上位置付け、連携の強化を図る必要があるという課題があったため、道路管理業務に携わる民間団体等をあらかじめ道路協力団体として指定し、これらの民間団体等の活動に必要な承認又は許可の手続を簡素化する規制の緩和を行い、その活動の円滑化を図った。</p>										
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握											
(1)	<table border="1"> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>事前評価時点は、遵守費用として「指定された踏切道に必要な改良の方法による改良に要する費用」と「指定された踏切道に必要な改良の方法の検討に要する費用」が想定されていた。前者については、改良内容や現地条件により費用が異なることから、遵守費用の把握は困難である。後者については、踏切道改良計画書の作成が考えられ、それに要する費用は、1件あたり7,143円と推定される。令和3年3月31日現在、踏切道改良計画書は計534件作成されており、それぞれ7,143円の費用を要すると仮定すると、合計は約381万円と試算される。 事前評価時点において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできないが、一定の費用が発生しているものの、1件あたりの費用は軽微である。事前評価時の想定と遵守費用の内容について乖離はない。</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>事前評価時点は、行政費用として「指定しようとする踏切道に係る情報収集に要する費用」が想定されていた。情報収集においては、踏切道の大小や地理的条件により費用が大きく変化することから、定量化は困難である。当該費用については、今回の規制緩和に関し従前の規制と変化はない。よって、事前評価時の想定と行政費用の内容について乖離はない。</td> </tr> <tr> <td>(効果)</td> <td>「改良すべき踏切道の指定」について約950件指定数が増加しており、指定された踏切道について、法律に基づく着実な対策の実施が図られたことを示す実績であると考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。なお、実際に改良によってどの程度の効果が発生したかについては、改良の内容等に左右されることから定量的に把握することは困難である。</td> </tr> <tr> <td>(便益(金銭価値化))</td> <td>上記のとおり、当該規制の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。</td> </tr> <tr> <td>(副次的な影響及び波及的な影響)</td> <td>当該措置による副次的な影響又は波及的な影響は特段見受けられなかった。</td> </tr> </table>	(遵守費用)	事前評価時点は、遵守費用として「指定された踏切道に必要な改良の方法による改良に要する費用」と「指定された踏切道に必要な改良の方法の検討に要する費用」が想定されていた。前者については、改良内容や現地条件により費用が異なることから、遵守費用の把握は困難である。後者については、踏切道改良計画書の作成が考えられ、それに要する費用は、1件あたり7,143円と推定される。令和3年3月31日現在、踏切道改良計画書は計534件作成されており、それぞれ7,143円の費用を要すると仮定すると、合計は約381万円と試算される。 事前評価時点において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできないが、一定の費用が発生しているものの、1件あたりの費用は軽微である。事前評価時の想定と遵守費用の内容について乖離はない。	(行政費用)	事前評価時点は、行政費用として「指定しようとする踏切道に係る情報収集に要する費用」が想定されていた。情報収集においては、踏切道の大小や地理的条件により費用が大きく変化することから、定量化は困難である。当該費用については、今回の規制緩和に関し従前の規制と変化はない。よって、事前評価時の想定と行政費用の内容について乖離はない。	(効果)	「改良すべき踏切道の指定」について約950件指定数が増加しており、指定された踏切道について、法律に基づく着実な対策の実施が図られたことを示す実績であると考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。なお、実際に改良によってどの程度の効果が発生したかについては、改良の内容等に左右されることから定量的に把握することは困難である。	(便益(金銭価値化))	上記のとおり、当該規制の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。	(副次的な影響及び波及的な影響)	当該措置による副次的な影響又は波及的な影響は特段見受けられなかった。
(遵守費用)	事前評価時点は、遵守費用として「指定された踏切道に必要な改良の方法による改良に要する費用」と「指定された踏切道に必要な改良の方法の検討に要する費用」が想定されていた。前者については、改良内容や現地条件により費用が異なることから、遵守費用の把握は困難である。後者については、踏切道改良計画書の作成が考えられ、それに要する費用は、1件あたり7,143円と推定される。令和3年3月31日現在、踏切道改良計画書は計534件作成されており、それぞれ7,143円の費用を要すると仮定すると、合計は約381万円と試算される。 事前評価時点において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできないが、一定の費用が発生しているものの、1件あたりの費用は軽微である。事前評価時の想定と遵守費用の内容について乖離はない。										
(行政費用)	事前評価時点は、行政費用として「指定しようとする踏切道に係る情報収集に要する費用」が想定されていた。情報収集においては、踏切道の大小や地理的条件により費用が大きく変化することから、定量化は困難である。当該費用については、今回の規制緩和に関し従前の規制と変化はない。よって、事前評価時の想定と行政費用の内容について乖離はない。										
(効果)	「改良すべき踏切道の指定」について約950件指定数が増加しており、指定された踏切道について、法律に基づく着実な対策の実施が図られたことを示す実績であると考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。なお、実際に改良によってどの程度の効果が発生したかについては、改良の内容等に左右されることから定量的に把握することは困難である。										
(便益(金銭価値化))	上記のとおり、当該規制の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。										
(副次的な影響及び波及的な影響)	当該措置による副次的な影響又は波及的な影響は特段見受けられなかった。										

(2)	(遵守費用)	遵守費用については、特に発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
	(行政費用)	事前評価時は行政費用として「違法放置等物件の除去の命令に要する費用」及び「違法放置等物件の除去に要する費用」が想定されていた。当該費用については、従前(規制拡充前)から、違法放置等物件の占有者等に負担させることとしていることから、行政側に実質的な負担が生じるケースは限定的であり、事前評価時の想定と行政費用の内容について乖離はない。
	(効果)	令和3年10月1日現在、当該措置により、違法放置等物件の除去を行った事例が5件あり、道路の構造や交通の円滑化が図られたことを示す実績であると考えられる。また、規制が拡充されたことが違法放置等物件設置の抑止力となっていることも考えられる。なお、これらの効果は、違法放置等物件の種類、規模等により異なることから、定量化することは困難である。
	(便益(金銭価値化))	上記のとおり、当該規制の効果については定量化は困難であり、このため金銭価値化も困難である。
	(副次的な影響及び波及的な影響)	当該措置による副次的な影響又は波及的な影響は特段見受けられなかった。
(3)	(遵守費用)	令和3年10月1日現在、道路協力団体は直轄国道で37団体が指定されており、事前評価時に想定されていた、道路協力団体の指定の申請及び占用協議の資料準備等に要する費用が遵守費用として発生している。道路協力団体の指定の申請及び占用協議に要する費用は1回あたり各3,572円と推定される。仮に指定された37団体が指定申請書類の作成・協議書類の作成を各1回行い、それぞれ3,572円の費用を要すると仮定すると、その費用の合計は約26万円と試算される。事前評価時点において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできないが、各事業者の負担する1件あたりの費用は軽微である。事前評価時の想定と遵守費用の内容について乖離はない。
	(行政費用)	令和3年10月1日現在、道路協力団体は37団体指定されており、事前評価時に想定されていた、道路協力団体の指定に要する費用及び協議への対応に要する費用が行政費用として発生しており、その費用は、1回あたり各3,572円と推定される。仮に指定された37団体にそれぞれ指定申請書類の作成・協議書類の確認作業を各1回行い、それぞれ3,572円の費用を要すると仮定すると、その費用の合計は約26万円と試算される。事前評価時点において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできないが、一定の費用が発生しているものの、1件あたりの費用は軽微である。よって、事前評価時の想定と行政費用の内容について乖離はない。
	(効果)	令和3年10月1日現在、当該措置により、全国37の道路協力団体が指定され、それぞれが道路の管理に資する活動を行っているという効果をあげている。なお、これらの効果は、各団体の活動内容、道路を占用する工作物等の種類、占用面積、占用期間等により異なることから定量化は困難である。
	(便益(金銭価値化))	上記のとおり、当該規制の効果については定量化は困難であり、このため金銭価値化も困難である。
	(副次的な影響及び波及的な影響)	当該措置による副次的な影響又は波及的な影響として、道路協力団体の活動による地域の賑わい創出や地域活性化の事例が確認されている。
考察	<p>(1)国土交通大臣による踏切道の指定にあたっての改良の方法の定め廃止等について 当該措置による費用として、一定の遵守費用及び行政費用が発生しているが、1件あたりの費用はいずれも軽微である。一方、「改良すべき踏切道の指定」について約950件指定数が増加しており、法律に基づく着実な対策の実施が図られた実績がある。また、副次的な影響又は波及的な影響の発生は確認されていない。以上より、当該措置は、継続することが妥当である。なお、「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第9号)により踏切道改良促進法第3条を改正し、踏切道の指定について更に柔軟に行うことができるよう規制を緩和したところである。</p> <p>(2)違法放置等物件に対する措置の強化について 当該措置による費用として、一定の行政費用が発生しているが、1件あたりの費用はいずれも軽微である。一方、違法放置等物件の除去により道路の構造や交通の円滑化が図られた事例があるほか、違法放置等物件設置の抑止力にもなっていることも考えられる。また、副次的な影響又は波及的な影響の発生は確認されていない。以上より、当該措置は、継続することが妥当である。</p> <p>(3)道路協力団体制度の創設について 当該措置による費用として、一定の遵守費用及び行政費用が発生しているが、1件あたりの費用はいずれも軽微である。一方、当該措置により多様な主体の参画を通じ、地域の特性に応じたきめ細やかな道路管理に資する活動等の促進が図られているという効果もあげている。また、副次的な影響又は波及的な影響として地域の賑わい創出や地域活性化の事例も確認されている。以上より、当該措置は、継続することが妥当である。</p>	
備考		